

5月臨時議会の開催について

改選後の初の議会である京都府議会5月臨時会が以下の日程で開催されます。

開会 5月19日(月)

閉会 5月23日(金)

- 日本共産党京都府会議員団は、4月30日に団会議を開催し、会派名、会派役員人事を決定しました。

会派名 日本共産党京都府議会議員団

会派役員

| | |
|------|-------|
| 団長 | 松尾 孝 |
| 副団長 | 梅木 紀秀 |
| 幹事長 | 新井 進 |
| 副幹事長 | 前窪義由紀 |

所属議員

| | |
|----------------|--------------------|
| 新井 進 (北区 3期) | 原田 完 (中京区 1期) |
| 西脇 郁子 (下京区 1期) | 山内 佳子 (南区 1期) |
| 梅木 紀秀 (左京区 3期) | 光永 敦彦 (左京区 2期) |
| 本庄 孝夫 (山科区 1期) | 加味根 史朗 (右京区 3期) |
| 島田 敬子 (右京区 3期) | 松尾 孝 (伏見区 6期) |
| 久守 一敏 (伏見区 1期) | 前窪 義由紀 (宇治市久世郡 2期) |

- 2月議会終了後、「用測協問題」「同和経営指導員問題」「地労委委員の任命問題」についての団長談話を発表しました。ご紹介します。

用地測量一括委託で 荒巻前知事らに対して損害返還を命令した判決について

2003年3月28日

日本共産党京都府会議員団長 西山 秀尚

1、昨日、京都地裁は不当な公金支出をおこなったとして、荒巻前府知事に対して約1億1500万円、榎本京都市長に対して約100万円の支払いを命ずる判決を出した。これは、京都府や京都市が公共用地を取得する際、測量などの業務で競争入札をおこなわず、京都公共用地測

量協会（用測協）など業界団体に一括委託をおこなったことにより、府や市に損害をあたえたとして「市民ウォッチャー・京都」が返還を求めた裁判に対する判決である。

わが党議員団は、この用地測量の一括委託問題について、97年に問題が発覚して以来、その背景にある政官業の癒着も含めて府の責任を厳しく追及し、その一掃を求めてきた。今回出された判決はきわめて当然なものであり、わが党議員団の指摘、追及の正しさを証明するものである。この問題の違法性は当初から明確であり、京都府は判決の重みを厳しく受けとめ、控訴しないよう要求する。

2、経過を振り返ってみると、政官業癒着の府政を進めた荒巻前知事とそれを支えてきたオール与党の責任は極めて明瞭である。

問題が明らかになった直後の97年5月6日、わが党議員団は荒巻知事に「府政の信頼をそこなう重大問題」であり「一括委託は地方自治法違反。経緯を明らかにせよ」「発注が府政OBの天下り測量会社に集中し重大な疑惑」と申入れをおこない、文書での回答を求めたが、何らの回答もおこなわれなかった。

3、議会ではどうだったのか。97年6月定例会で三木一弘議員、9月定例会で西山秀尚議員が以下の5点を指摘し、荒巻知事を厳しく追及した。

第一に、このような「丸投げ」は明確に法違反であること、建設省や自治省、公正取引委員会などの国の関係機関がいずれも違法であるとの認識を持っていること。

第二に、競争入札をやめ、全国にないこのような仕組みをつくったのは、用測協の顧問に野中広務代議士が就任し、「天の声」によるものとの指摘もあるなど、政治家との癒着がある疑いがあること。

第三に、議会で審議される前に府の事業の内容を詳細に用測協が知っており、その配分を事前に議論しているなど、特定の業界団体や業者に利便をあたえる不公正、不法な行政運営となっていること。

第四に、このような問題点を指摘され、府は一定の改善として、250万円以上の測量業務は競争入札にしたが、地方自治法施行令や府の会計規則では、随意契約は100万円以下であり、いぜんとして「違法状態の温存」であり、ただちに改善すること。

第五に、業者から用測協などの団体が受注額の3.5%を分担金としてピンはねしており、府民の税金の不当支出でただちに返還を求めること。

ところが、知事はこうした指摘にまともに答えず、「私のイメージダウンをねらったもの」と居直った姿勢に終始した。

オール与党も官製談合、政官業癒着の構造を温存することに手を貸してきた。97年6月議会で、自民党府議は「本制度の内容が十分に理解されていない。意味のあるシステム」と荒巻知事擁護の質問をおこない、疑惑にふたをしようとした。民主、公明など知事与党の各党派もこの問題を一切不問に付し、疑惑にふたをしてきた責任が厳しく問われるものである。

4、わが党議員団は、その後も一貫して談合問題や大型プロジェクトなど府政にかかわる疑惑を追及してきたが、あらためて、このような疑惑にきっぱりとメスを入れ、まともな府政づくりに全力をあげることを表明するものである。

また、来たるべき選挙において、清潔・革新のわが党議員団の前進のため、府民のみなさんのご支持とご支援を心からお願いするものである

同和担当経営指導員に対する補助金返還裁判が 荒巻前知事らの2250万円支払いで和解したことについて

2003年4月11日

日本共産党京都府会議員団長 西山 秀尚

1、昨日、勤務実体のない同和担当経営指導員の給与名目で、京都府が商工会議所などに補助金を支出したのは違法だとして、「市民ウォッチャー・京都」が荒巻前知事や商工会議所などに3億8千万円を返還するように求めていた裁判が、荒巻前知事らが2250万円(訴訟費用を含んで2500万円)を支払うことで和解した。

同和経営指導員とは、同和地域区のためだけの経営指導員として、京都商工会議所と商工会連合会が設置し、府が給与を補助金として支給していたものだが、実際は経営指導業務に携わらず「解同」府連の専従職員として勤務しており、違法な補助金支給、「解同」に対するヤミ補助金であることは明白だった。

2、今回の和解条項を見ると、「被告及び参加人は、同和担当経営指導員が勤務時間中に部落解放同盟京都府連合会の業務に専従しているのではないかとの疑念を抱かれてもやむをえない状況にあったことについて遺憾の意を表明する」としており、前知事などの被告側も勤務実態がなかったことを認めざるを得なくなり、訴訟経費を含む2500万円の支払いに同意したものであり、京都府の同和経営指導員への不法な補助を全面的に認めたものである。

3、この問題は、委員会や本会議で、党議員団がくり返し追及してきたものであり、2000年の住民監査請求でも不正常的な実態が明らかになった。

府の監査委員会の調査では

- ①経営指導員が解放センターを勤務場所とし、「解同」書記次長が二人おり運動団体の活動比重が高く、その他にも事務局を担当している指導員がいる。
- ②経営カルテや日計表が一部しか作成されていない
- ③相談や指導も民生的な内容に偏っている
ことなどが明らかになり、知事に対して期間をきって是正を求めた。

これらを受け、同年6月、全解連京都府連が知事に対して、補助金の返還や違法な事態の是正を求める申し入れを行い、「市民ウォッチャー・京都」が補助金3億8600万円の返還を求める裁判を起こした。

4、党議員団は、同年7月の高橋昭三議員の代表質問、同年12月の決算特別委員会新井進議員の総括質疑など、さらにこの問題を取り上げ、荒巻知事の責任を追及するとともに、不法な状態の改善、補助金の返還を強く求めてきた。ところが荒巻知事は府の監査委員会結果の結論だけを引用し「補助金の支出については、返還を求めるに足る事由は認められなかった」と強弁し、一方で指導員の勤務場所の明確化などの手直しをはかってきた。この過程で、経営指導員だった「解同」幹部の数人も辞職し、不正にふたをして幕ひきしようとしてきた。

5、今回の「和解」は、同和経営指導員問題の不正が動かしがたい事実であったことを証明したものであり、このことを京都府だけでなく部落解放同盟は重く受けとめ、不法や腐敗につながるような行政の推進や関与を行っては絶対にならないことを厳しく指摘するものであ

る。

また、このような不正をささえてきた自民・公明などのオール与党の責任は重大であり、府民への裏切りに手を貸すものである。府民の厳しい審判を受けざるを得ないであろう。

6、先日出された「用地測量丸投げ」判決で 荒巻前知事は1億2千万円の支払命令を受けた。さらに今回の裁判の和解で、自らの責任を認めた。短期間にこのような知事の責任を問う司法の判断が出されるのはきわめて異例であり、いかにその行政が特定の政治家や企業、「解同」などと癒着していたかが証明されたものである。わが党議員団は、このような腐敗、不公正をただし、府民の命とくらしを守る府政を築くためにいっそう奮闘するものである。

府地方労働委員会の補欠の委員に、連合京都推薦の委員が任命されたことについて

2003年4月18日

日本共産党京都府会議員団団長 西山秀尚

本日、山田知事は、欠員となっていた京都府地方労働委員会(地労委)の労働者委員に連合京都推薦の木戸美一氏を任命した。これは、京都府の労働行政の重大な誤り、偏向を示すものであり、わが党議員団は強く抗議するものである。

今回の欠員は、連合京都推薦の委員が連合京都の政治団体「きょと連合」の虚偽の政治資金報告に加担し、それにもとづく所得税の不正還付を受けたことが発覚したことにより退任したことによる欠員であり、社会的に許されない「連合」の組織ぐるみの事件によるものであった。

地労委の労働者側委員は、1989年以降、荒巻前知事が「8万人の労働者を組織する京都総評排除、連合京都委員のみ任命」の偏向姿勢をとり続け、5人の労働者委員すべてが連合側委員によって占められてきた。このことは「系統別の組合員数に比例させること」を定めた昭和24年の旧労働省通達に反するだけでなく、公正な労働行政を求める労働者の強い要求に背をむけるものであった。

それだけに、今回の事件による連合側委員の辞職に伴う補欠委員の任命は、荒巻知事以来の偏向した労働行政が是正されるのか、続けるのかが厳しく問われるものであり、労働界はもとより、広範な府民からは是正を求める声が府に寄せられていた。例えば、自由法曹団は1月22日に公正な選任を求める要請書を知事に提出。2月10日には、京都の弁護士、関西の労働法学者が「公正・公平な任命を求めるアピール」を発表している。

わが党議員団は、公平な労働行政の確立のため、今回の問題でも府の姿勢を厳しく追及し、その是正を求めてきた。いま、全国では地労委の構成の見直しが進んでおり、最近では、高知県や宮城県など8都府県で連合推薦以外の委員を任命している。今回の山田知事の連合側委員の任命は、全国の知事が進めようとしている「新しいながれ」にも逆行し、公正な行政の推進を求める府民の願いにそむくものであり、荒巻前知事となんら変わらないことを示したものである。

わが党議員団は、このような偏向行政を許さず、府民の期待に応える労働者の雇用と権利を守る公正な労働行政の確立にむけて奮闘するものである。